

菊陽町公共施設個別施設計画

（町民文化系施設、保健・福祉施設）

令和2年3月

熊本県菊陽町

目次

第1章	計画の趣旨	1
第1節	背景・目的	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	2
第4節	計画の対象施設	2
第2章	施設の維持管理に関する方針	4
第1節	施設整備・維持管理の基本方針	4
第2節	施設長寿命化の基本方針	5
第3節	対策の優先順位の考え方	9
第4節	施設改修・更新時の施設方針見直し	11
第3章	対象施設の実態	12
第4章	長寿命化の実施計画	15
第5章	計画のフォローアップ	17
第1節	情報基盤の整備と活用	17
第2節	推進体制の整備	17
第3節	フォローアップ	17

第1章 計画の趣旨

第1節 背景・目的

本町では、これまで、町民の健康・福祉の増進や利便性向上などのため、公共施設（公共建築物及びインフラ資産）の整備を進めてきました。これらの公共施設は、今後老朽化等に伴う更新・建替えや改修費用が一定年度に集中することが懸念されます。また、この老朽化対策にかかる費用の増加により、大きな財政負担となることが見込まれるほか、少子高齢化による人口構造や社会的ニーズなど、社会情勢変化への対応も課題となっています。

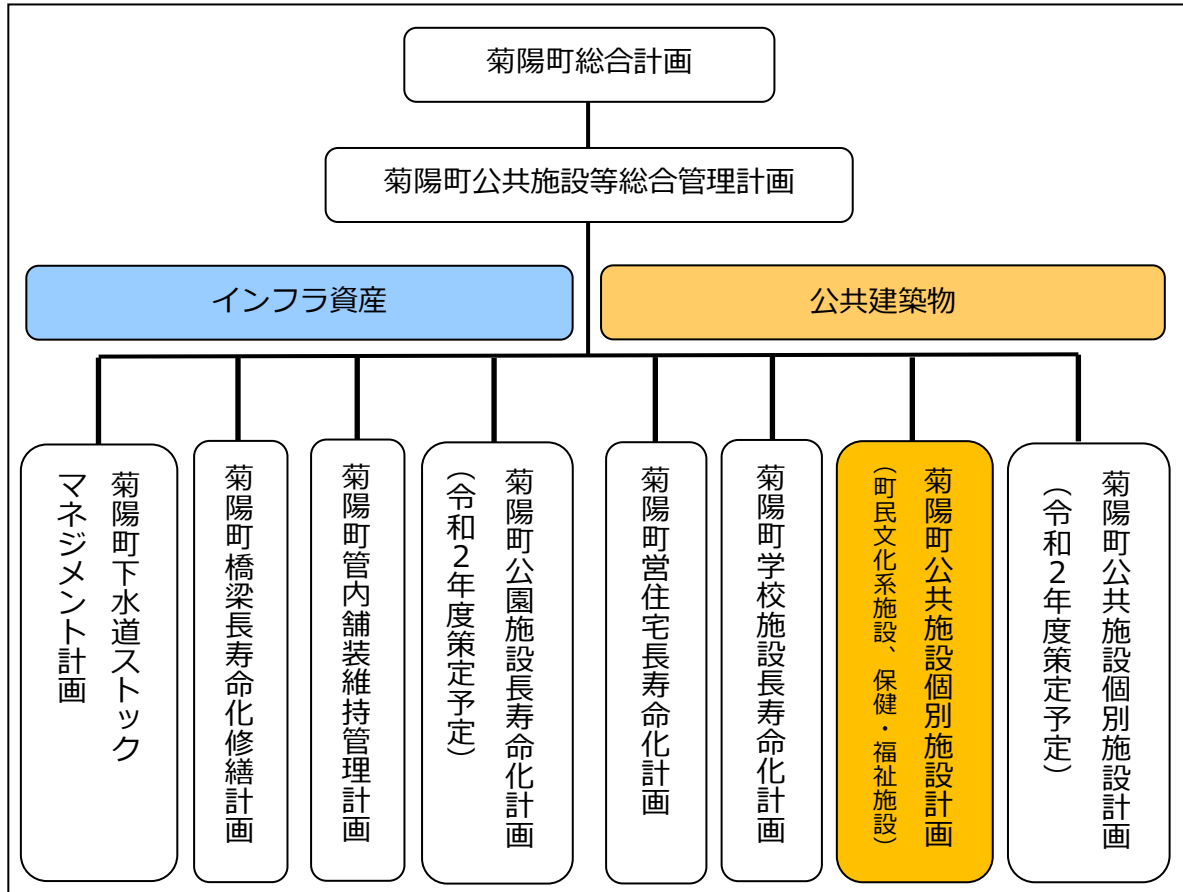
上記の背景を踏まえ、人口動態・財政状況等を見据えた長期的な視点をもって、公共施設等の利用状況の把握と更新・総量適正化・長寿命化を総合的かつ計画的に行うことの必要性から、平成28年度に「菊陽町公共施設等総合管理計画」（以下、総合管理計画という。）を策定しました。

総合管理計画では、本町全体の公共施設の総合的な状況把握、方針の策定を行い、さらに個別の施設毎の実行計画を策定することとしています。そこで、本町の関連計画と整合を図りながら、施設の劣化状況を踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設の更新・長寿命化を総合的かつ計画的に行うことを目的として「菊陽町公共施設個別施設計画（町民文化系施設、保健・福祉施設）」（以下、本計画という。）を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、総合管理計画の下位計画として、町民文化系施設、保健・福祉施設についての維持管理方針を示します。

図 1-1. 計画の位置づけ



第3節 計画期間

総合管理計画は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とし、5 年毎に見直しを行うこととしています。本計画の計画期間も、これに合わせ令和 2 年度から令和 8 年度までの 7 年間とします。

第4節 計画の対象施設

総合管理計画に掲げる公共建築物のうち、町民文化系施設、保健・福祉施設（13 施設 24 棟 12,204.99 m²）を本計画の対象とします。

表 1-1. 対象施設一覧

連番	施設名称	建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年月日	構造
1	西部町民センター	勤労青少年ホーム	856.13	昭和60年2月28日	鉄筋コンクリート造
2	西部町民センター	武蔵ヶ丘児童館	199.72	昭和60年2月28日	鉄筋コンクリート造
3	西部町民センター	地域センター	83.76	昭和60年2月28日	鉄筋コンクリート造
4	三里木町民センター	テニスコート付属倉庫・更衣室・トイレ	11.76	平成3年3月31日	鉄筋コンクリート造
5	三里木町民センター	町民センター（働く婦人の家）	1,196.19	平成2年3月30日	鉄筋コンクリート造
6	三里木町民センター	町民センター（地域センター）	174.81	平成2年3月30日	鉄筋コンクリート造
7	東部町民センター	町民センター	400.46	昭和56年3月10日	鉄筋コンクリート造
8	東部町民センター	地域福祉事業施設	462.80	平成14年3月29日	鉄骨造
9	入道水教育集会所	入道水教育集会所	111.46	平成31年3月27日	木造
10	馬場教育集会所	馬場教育集会所	203.28	平成31年3月22日	木造
11	ふれあい交流・福祉支援センター	福祉支援センター	599.07	平成15年3月31日	鉄骨造
12	ふれあい交流・福祉支援センター	公衆便所	10.68	平成15年3月31日	鉄骨造
13	福祉支援センター	福祉支援センター	1,128.23	平成12年9月30日	鉄骨造
14	福祉支援センター	機械倉庫	81.48	平成12年9月30日	鉄骨造
15	老人福祉センター	老人福祉センター	1,061.00	昭和62年3月10日	鉄筋コンクリート造
16	武蔵ヶ丘コミュニティセンター	コミュニティセンター	335.52	平成6年3月18日	鉄筋コンクリート造
17	南部町民センター	町民センター	656.80	平成16年3月16日	鉄筋コンクリート造
18	中央公民館	公民館	1,576.70	昭和47年3月31日	鉄筋コンクリート造
19	ふれあいの森研修センター	研修センター	689.89	平成18年3月15日	鉄筋コンクリート造
20	光の森町民センター	複合施設棟（センター）	1,990.20	平成27年2月20日	鉄筋コンクリート造
21	光の森町民センター	複合施設棟（支所）	130.05	平成27年2月20日	鉄筋コンクリート造
22	光の森町民センター	複合施設棟（子育て支援室）	160.00	平成27年2月20日	鉄筋コンクリート造
23	光の森町民センター	防災倉庫棟	25.00	平成27年2月20日	鉄筋コンクリート造
24	光の森町民センター	駐輪場	60.00	平成27年2月20日	鉄筋コンクリート造

第2章 施設の維持管理に関する方針

第1節 施設整備・維持管理の基本方針

第1項 長寿命化の推進

予防保全型の管理に転換し、計画的に維持管理を行い、施設の耐用年数を伸ばし、施設の長寿命化を図ります。

第2項 点検・診断の実施方針

施設管理者が劣化調査票による点検を継続して行います。点検結果から特に問題のある施設については、劣化状況から原因や、改修方法、仕様や更新周期等を詳細に把握し、改善につなげます。また、点検結果や現地調査結果は、施設マネジメントシステムなどを活用し、全庁的に管理し、日常管理や課題の共用化を図ります。

第3項 安全確保の実施方針

施設の点検により明らかになった劣化箇所は、現地状況を確認の上、適正に修繕を実施することとします。事故になりうる危険箇所については、町民や利用者の安全を第一に、立入禁止等の処理を行うとともに応急処置をします。

第4項 維持管理・修繕の実施方針

日常的・定期的に施設の点検を行うことで、建物の劣化状況を詳細に把握でき、より早急に異常に気付くことができます。長寿命化を図るために、計画的に改修工事などを行うだけでなく、点検（日常、定期）や清掃、情報管理を行い、施設に応じた維持、改修内容や時期を実施計画に反映します。

第5項 更新について

老朽化の進んだ施設については、総合管理計画に基づき、施設の複合化や減築についての検討を行った上で更新を行います。また、PPP/PFI¹を積極的に活用し、民間との連携を検討します。

第6項 ユニバーサルデザインについて

改修工事等を実施する際、ユニバーサルデザイン²を取り入れ、誰もが利用しやすい施設づくりに取り組みます。

¹ PPP:官民連携。公共と民間がパートナーシップを組んで、効率的で高品質な公共サービスを行う仕組み。PFI:公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力および技術的能力を活用し、公共サービスの効率化と品質向上を図る仕組み。

² ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。(出典:障害者基本計画)

第2節 施設長寿命化の基本方針

第1項 目標耐用年数の設定

本町では、鉄筋コンクリート造の公共建築物の目標耐用年数を、「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」を参考に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造を80年（普通の品質の場合の上限値）と設定します。

また、「予防保全」の考え方を取り入れた長寿命化を図っていくためには、建物を構成する主要な部位別に改修周期を設定する必要があることから、「建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人 建築保全センター）」の標準耐用年数を参考に、表 2-3 のとおり部位別改修周期を設定します。

表 2-1. 建築物全体の望ましい目標耐用年数

用途	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
	高品質 の場合	普通の 品質 の場合	重量鉄骨		軽量 鉄骨		
			高品質 の場合	普通の 品質 の場合			
学校 官庁	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。60 以上
住宅 事務所 病院	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。40 以上
店舗 旅館 ホテル	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。40 以上
工場	Y。40 以上	Y。25 以上	Y。40 以上	Y。25 以上	Y。25 以上	Y。25 以上	Y。25 以上

※資料：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

表 2-2. 目標耐用年数の級の区分の例

用途	構造種別	目標耐用年数		
		代表値	範囲	下限値
Y。150		150年	120～200年	120年
Y。100		100年	80～120年	80年
Y。60		60年	50～80年	50年
Y。40		40年	30～50年	30年
Y。25		25年	20～30年	20年

※資料：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

表 2-3. 部位別改修周期

部位項目		標準耐用年数
建築	外壁	20～30 年
	屋上防水	20～30 年
電気	受変電設備	30 年
	電灯設備	20 年
機械	空調設備	20 年
	給水設備	20～30 年
	エレベーター	30 年

※資料：建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人 建築保全センター）参照

第 2 項 長寿命化の判定基準

建築物は、構造躯体の健全性が確保されてはじめて長期間使用することができますが、施工方法やその後の使用状況、また立地環境により使用できる年数が異なります。このため長寿命化の可否を判断するためには、建物ごとに構造躯体の健全性を評価する必要があります。

耐震診断を実施済みの建物については、既存の調査資料を基に、構造躯体の健全性の評価を行います。耐震診断による調査が行われていない建物については、施設別の方針により今後も維持していく施設であれば、順次、コア抜き等による構造躯体の健全性調査を実施します。

また、新耐震基準の建物については、試算上、長寿命化可能と判定しますが、長寿命化改修の実施にあたっては、構造躯体の健全性調査を実施します。

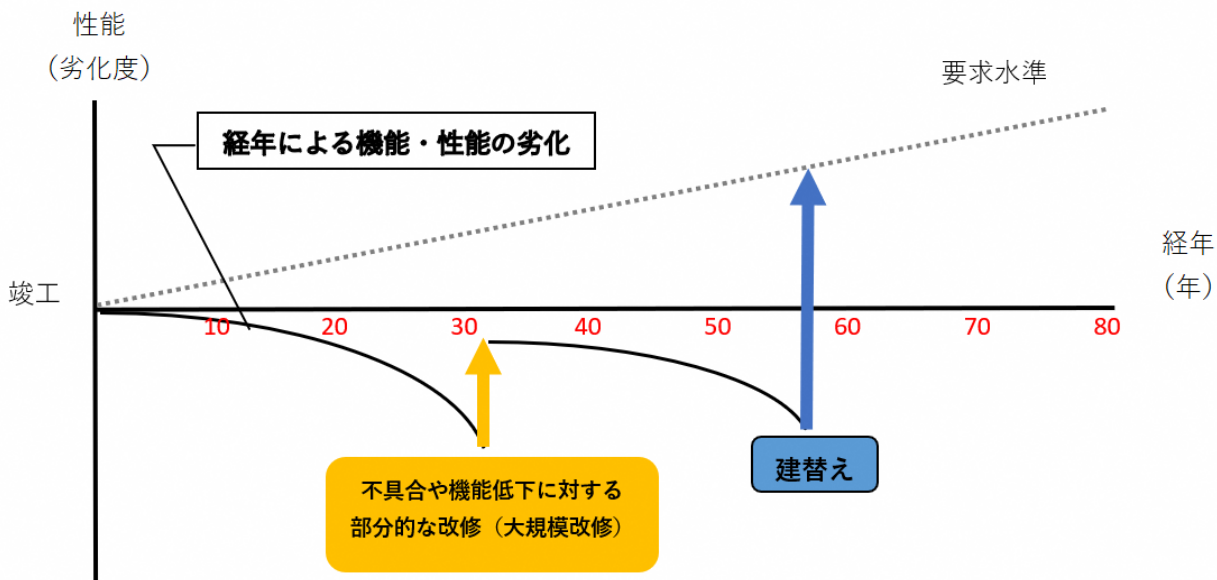
表 2-4. 構造躯体の健全性評価

1) 圧縮強度（数値が大きいほど強い）
標準的なコンクリートの圧縮強度が、13.5N/mm ² 以下では十分な強度とはいえ改修に適さないため、13.6N/mm ² 以上を「長寿命化が可能」と判断する。
2) 中性化深さ（数値が小さいほど健全）
大気中の二酸化炭素がコンクリートに侵入し中性化が内部の鉄筋まで進行すると、鉄筋の腐食によりコンクリートと鉄筋の一体性が失われ、建物が本来の力を発揮できないため、長期間の使用に支障をきたすおそれがある。このため中性化の深さが、最低限のかぶり厚さ（コンクリート表面から鉄筋までの厚さ）である 30mm に達していない場合を「長寿命化が可能」と判断する。

第3項 改修周期の設定

高度成長期に建設された多くの公共建築物は、建設後の維持管理の計画とその予算を計画的に計上しなかったため、実際に老朽化が著しく進んでから莫大な維持管理費用を投じる事後保全型の管理を行ってきました（図2-1）。

図2-1. 事後保全型（従来型）の改修・建替えのイメージ



今後は、「表2-3. 部位別改修周期」に示す部位別の標準耐用年数を基本として、建設後、約20年で機能回復のための大規模修繕を行い、耐用年数の中間期となる約40年で機能向上のための長寿命化改修を行います。その後、約60年で再び大規模修繕を行い、目標耐用年数の約80年で建物の建替えを行います（図2-2）。

図 2-2. 予防保全型の改修・建替えのイメージ

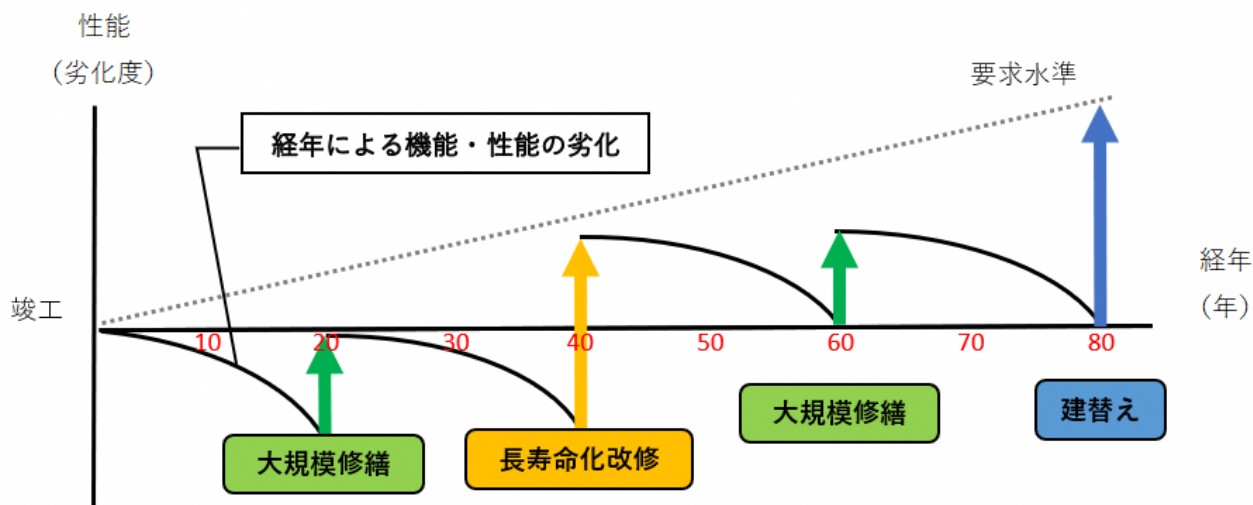


表 2-5. 予防保全型の改修工事内容

大規模修繕	長寿命化改修	
経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事	経年劣化による機能回復工事と、社会的要求に対応するための機能向上工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水改修 ・外壁修繕 ・内装修繕 ・建具修繕 ・電気設備改修 ・機械設備改修・配管更生 ・劣化の著しい部位の修繕 ・故障、不具合修繕 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水改修 ・外壁改修 ・内装改修 ・建具改修 ・電気設備改修 ・機械設備改修・配管改修 ・劣化の著しい部位の修繕 ・故障、不具合修繕 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート中性化対策 ・鉄筋の腐食対策 ・バリアフリー改修 ・外壁、屋上の断熱化改修 ・省エネルギー機器への更新

※「表 2-3. 部位別改修周期」に示す部位別の更新周期を基本として改修を実施。

第3節 対策の優先順位の考え方

予防保全型の改修周期を基に、劣化状況の評価指標である健全度を考慮して、改修等の対策の優先順位を検討します。

健全度は、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。健全度40点未満の場合に、優先的に長寿命化改修等の対策を講じることとします。

また、健全度の点数に関わらず、C、D評価の部位は、修繕・改修が必要とし、D評価の部位は、5年以内に部位修繕を実施し、C評価の部位は、10年以内に部位修繕を実施します。

(ただし、建替え、長寿命化改修、大規模改修を部位修繕期間内に実施する場合を除く)

健全度の計算式

$$\text{健全度} = \text{総和 (部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

計算例)

	評価		評価点		配分		
1 屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	=	204
2 外壁	D	→	10	×	17.2	=	172
3 内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	=	1,680
4 電気設備	A	→	100	×	8	=	800
5 機械設備	C	→	40	×	7.3	=	292
						計	3,148
						÷	60
						健全度	52

表 2-6. 目視による評価基準【屋根・屋上、外壁】

評価	基準	配点
A	概ね良好	100 点
B	局所、部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上、問題なし	75 点
C	随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しが見られる	40 点
D	随所、広範囲に著しい劣化が見られ、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある	10 点

表 2-7. 経過年数による評価基準【内部仕上・電気設備・機械設備】

評価	基準（経過年数）	配点
A	20 年未満	100 点
B	20～40 年未満	75 点
C	40 年以上	40 点
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合	10 点

表 2-8. 部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60.0

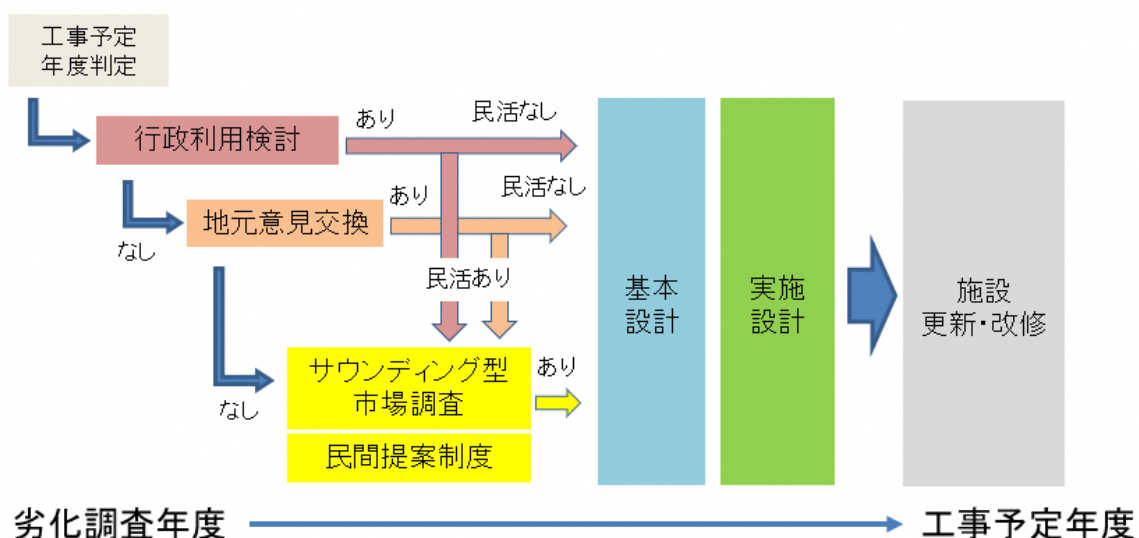
※部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業の」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定しています。

第4節 施設改修・更新時の施設方針見直し

既存施設の更新（大規模改修、建替え）を行う場合には、施設の再編（多機能化・集約化、複合化など）や民間活用など活用方針の見直しを行うこととします。

見直しにあたっては、庁内の検討会議において、直近の簡易劣化調査結果を踏まえて、検討を行います。必要に応じて、住民意見の聞き取り、サウンディング型の市場調査や民間提案制度を活用し、広く意見を募ります。

図 2-3. 施設改修・更新時の施設方針見直しのフロー



行政利用検討	5～10年に一度簡易劣化調査を実施し、更新・改修等の工事予定年度を判定した後、行政財産としての庁内での利用意向を確認します。民間活用の可能性がある施設については、民間活用を検討します。
地元意見交換	庁内利用の意向確認の後、行政財産として利用意向の無いものについては、地縁団体等の利用意向を確認します。民間活用の可能性がある施設については、民間活用を検討します。
サウンディング型市場調査	民間活用の可能性がある施設について、民間事業者との対話を通じて市場の動向を適切に把握します。当該資産の持つポテンシャルが発揮されるよう、民間のアイデアやノウハウの活用可能性を確認した上で、実現可能性の高い活用案を検討します。
民間提案制度	民間活用の可能性がある施設について、民間事業者から対象施設に関する提案を求めます。本町の施策や公共施設マネジメントに大きく貢献する提案を選定し、民間事業者と本町との対話と協議を経て事業化を検討します。

第3章 対象施設の実態

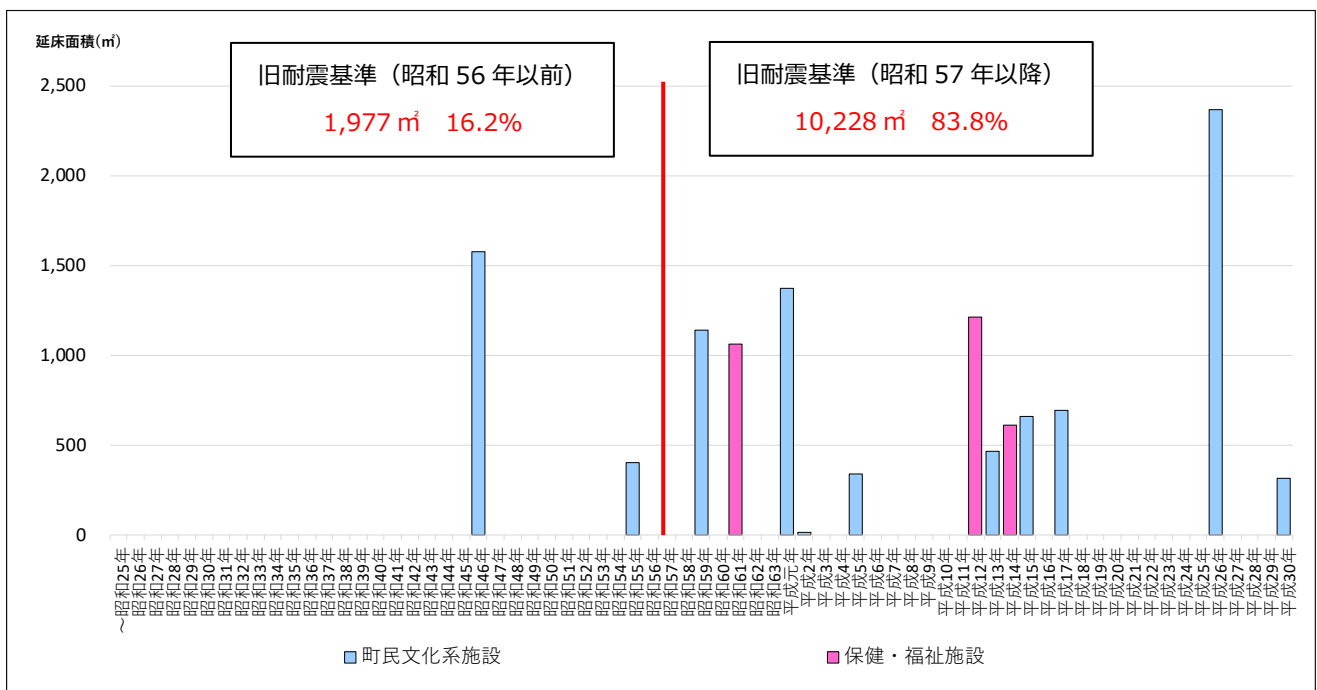
対象施設は、13施設24棟、総延床面積は1.2万㎡あります。

築年別の整備状況をみると、町民文化系施設では、中央公民館が最も古く昭和46年に整備されています。以降、各地区の町民センターが建設されていますが、平成26年に最も面積の大きい光の森町民センターが建設されています。

一方、保健・福祉施設は、老人福祉センターが最も古く昭和61年に建設されていますが、他の施設は平成12年以降に建設されています。

また、昭和56年以前の旧耐震基準で整備された建物は全体の16.2%を占めています。

図3-1.築年別整備状況

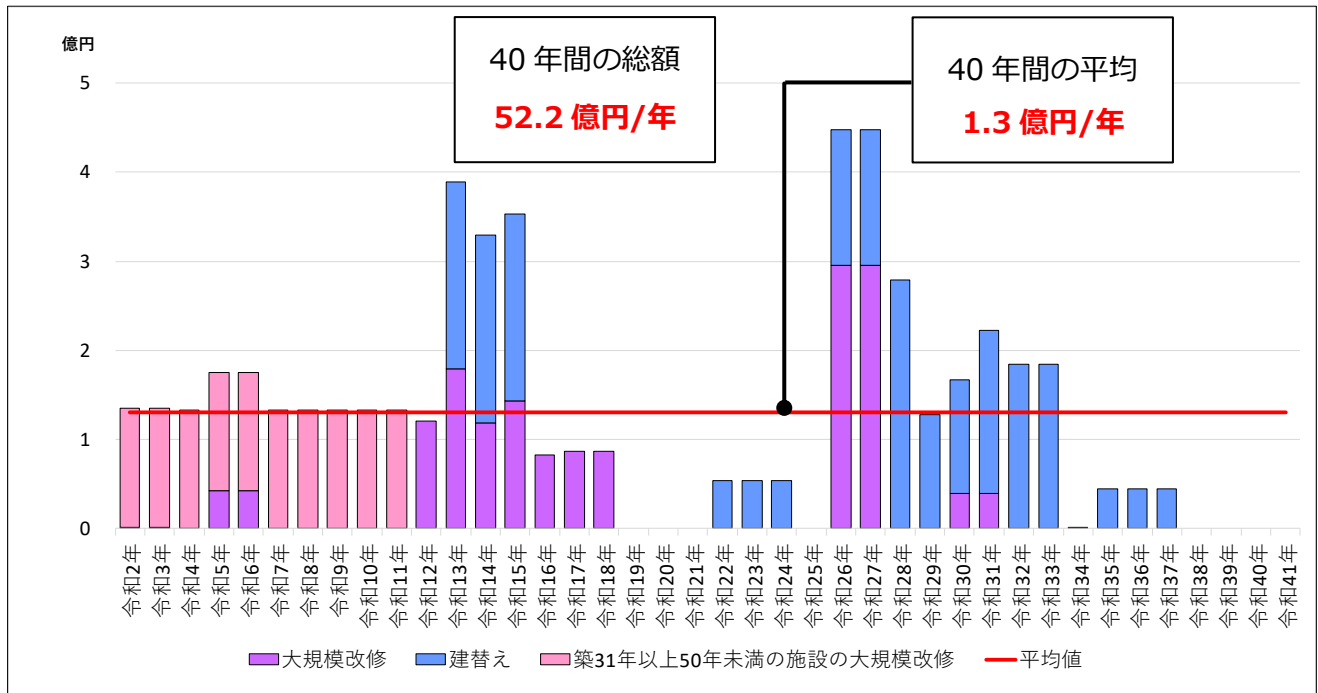


今後の維持・更新コストの把握（従来型）

計画対象となる全施設の大規模改修を実施し、現状規模のまま改築した場合、今後 40 年間で 52.2 億円（年平均 1.3 億円）かかる見込みとなります。

更新のピークは令和 13～令和 15 年度、令和 26～27 年度の 2 回あり、平均の 2～3 倍の更新費用がかかる見込みとなっています。

図 3-2.更新費用推計結果



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

表 3-1.公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

試算ソフトの施設用途分類	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

施設の老朽化状況

対象となる建物で、旧耐震基準の建物は全て、耐震診断、耐震改修を終えているため、長寿命化可能としています。構造躯体以外の劣化状況評価は、構造・屋根、外壁については目視による調査、内部仕上げ、電気設備、機械設備については築年数より評価しました。

表 3-2.構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

連番	施設名称	建物名称	コンクリート 圧縮強度 (N/mm ²)	中性化深さ 平均値 (mm)	中性化深さ 最大値 (mm)	方針	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度
1	西部町民センター	勤労青少年ホーム	32.9	10.3	18	長寿命化	C	B	B	B	B	72
2	西部町民センター	武蔵ヶ丘児童館	32.9	10.3	18	長寿命化	C	B	B	B	B	72
3	西部町民センター	地域センター	32.9	10.3	18	長寿命化	C	B	B	B	B	72
4	三里木町民センター	テニスコート付属倉庫・更衣室・トイレ										
5	三里木町民センター	町民センター（働く婦人の家）	20.9	19	32	長寿命化	C	B	B	B	B	72
6	三里木町民センター	町民センター（地域センター）	20.9	19	32	長寿命化	C	B	B	B	B	72
7	東部町民センター	町民センター	31.5	10	12	長寿命化	A	A	C	B	B	71
8	東部町民センター	地域福祉事業施設					A	B	A	A	A	92
9	入道水教育集会所	入道水教育集会所										
10	馬場教育集会所	馬場教育集会所										
11	ふれあい交流・福祉支援センター	福祉支援センター										
12	ふれあい交流・福祉支援センター	公衆便所										
13	福祉支援センター	福祉支援センター										
14	福祉支援センター	機械倉庫										
15	老人福祉センター	老人福祉センター	33.6	13.3	22	長寿命化	C	B	B	B	B	72
16	武蔵ヶ丘コミュニティセンター	コミュニティセンター	21.6	10	12	長寿命化	C	B	B	B	B	72
17	南部町民センター	町民センター										
18	中央公民館	公民館										
19	ふれあいの森研修センター	研修センター										
20	光の森町民センター	複合施設棟（センター）										
21	光の森町民センター	複合施設棟（支所）										
22	光の森町民センター	複合施設棟（子育て支援室）										
23	光の森町民センター	防災倉庫棟										
24	光の森町民センター	駐輪場										

第4章 長寿命化の実施計画

今後の維持・更新コストの把握（長寿命化型）

従来の改築中心ではなく、予防保全的に長寿命化対策を行い、建物を80年使用した場合の維持・更新コストを算出しています。その結果、40年間の維持・更新コストは46.5億円となり、従来型の場合より、5.7億円の削減が見込まれます。

またピーク時の更新費用も1億円程度減少することになります。

表4-1. 長寿命化型更新費用推計結果

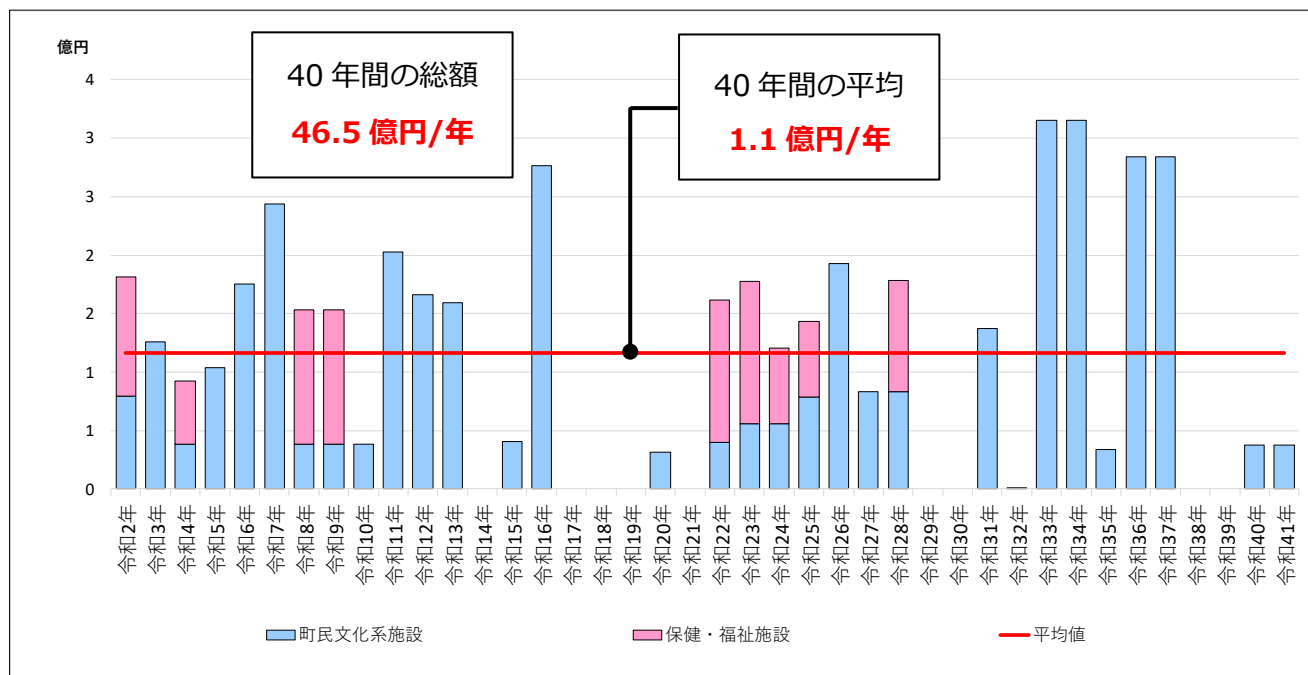


表4-2. 長寿命化型の更新費用推計に関する設定・更新単価

施設用途分類	大規模修繕 (建替えの25%)	長寿命化改修 (建替えの60%)	建替え
町民文化系施設	10万円/m ²	24万円/m ²	40万円/m ²
保健・福祉施設	9万円/m ²	21.6万円/m ²	36万円/m ²

長寿命化型の維持・更新コストの推計結果を踏まえ、計画期間における長寿命化の実施計画を作成しました。7年間の更新費用が均等になるように工事時期を調整し、平準化を図っています。なお実施するにあたっては、国の補助金、起債等を活用しながら進める計画としています。

表 4-3. 実施計画

連番	施設名称	建物名称	施設方針	実施計画	概算費用（円）
1	西部町民センター	勤労青少年ホーム	長寿命化	令和7～8年度：長寿命化改修	112,212,100
2	西部町民センター	武蔵ヶ丘児童館	長寿命化		0
3	西部町民センター	地域センター	長寿命化		0
4	三里木町民センター	テニスコート付属倉庫・更衣室・トイレ	長寿命化		0
5	三里木町民センター	町民センター（働く婦人の家）	長寿命化	令和2年度、令和4年度：部位修繕	82,983,000
6	三里木町民センター	町民センター（地域センター）	長寿命化		0
7	東部町民センター	町民センター	長寿命化	令和2～3年度：部位修繕	31,660,000
8	東部町民センター	地域福祉事業施設	長寿命化	令和6年度：大規模改修	46,280,000
9	入道水教育集会所	入道水教育集会所	長寿命化		0
10	馬場教育集会所	馬場教育集会所	長寿命化		0
11	ふれあい交流・福祉支援センター	福祉支援センター	現状維持（事後保全）	令和6年度：大規模改修	53,916,300
12	ふれあい交流・福祉支援センター	公衆便所	現状維持（事後保全）		0
13	福祉支援センター	福祉支援センター	現状維持（事後保全）	令和5年度：大規模改修	101,540,700
14	福祉支援センター	機械倉庫	現状維持（事後保全）		0
15	老人福祉センター	老人福祉センター	長寿命化	令和3～4年度：部位修繕	130,104,557
16	武蔵ヶ丘コミュニティセンター	コミュニティセンター	現状維持（事後保全）	令和3年度：部位修繕	4,697,280
17	南部町民センター	町民センター	長寿命化	令和7年度：大規模改修	65,680,000
18	中央公民館	公民館	長寿命化	令和2～4年度：長寿命化改修	65,000,000
19	ふれあいの森研修センター	研修センター	長寿命化	令和8年度：大規模改修	68,989,000
20	光の森町民センター	複合施設棟（センター）	長寿命化		0
21	光の森町民センター	複合施設棟（支所）	長寿命化		0
22	光の森町民センター	複合施設棟（子育て支援室）	長寿命化		0
23	光の森町民センター	防災倉庫棟	長寿命化		0
24	光の森町民センター	駐輪場	長寿命化		0

第5章 計画のフォローアップ

第1節 情報基盤の整備と活用

施設マネジメントシステムを活用して、施設の基本情報、光熱水費をはじめとする維持管理運営経費、工事履歴や劣化調査結果等を一元管理していきます。

第2節 推進体制の整備

計画の推進にあたっては、公共施設マネジメント部局を中心とした全庁的な体制で対応を図ります。また劣化調査や日常の施設管理の質を向上させるため、施設所管課と公共施設マネジメント担当課が協力し、調査の実施や不具合箇所の早期把握と対応を行っていきます。

第3節 フォローアップ

本計画は、対象施設の改修や建替えの方針及び工事概要を計画づけるものです。計画に位置付けられた事業は、公共施設マネジメント担当課による優先度判定や事業の方向性検討等の手続きを経て予算要求することとし、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定するものとしします。

また実施計画及び各年度の工事実績についても施設マネジメントシステムにおいて管理し、翌年度以降の展開に向けて適宜、見直しを行うことで、計画の確実な推進を図ります。

